うに改正する。

海岸保全区域の指定

(昭和三十五年八月福岡県告示第六百五十一号)

の —

部を次のよ

福岡県告示第千八百七十八号

平成 三 十 千 年十二 Ŧi. 十 月十 应 号 日

刊 (1)

増

海岸保全区域の指定の 目 示 (第千八百七十八号) 一部改正 次

告

港 湾 課

告 亦

平成二十一年十二月十四日

福岡県知事

麻

生

渡

九十六号を次のように改める

豊前豊後沿岸行橋海岸長井地区海岸

点 一から点一一までの各点を順次に結び、

九十六 区域

点一に帰する線に囲まれた区域

(延 長

基準点、 基点及び点の表示 (角度は方向角表示とする。

(=)

、二一六メートル)

基準点 福岡県行橋市大字稲童字覗山三五四〇の一の九一番地にある国土交通省 [土地理院の二等三角点覗山 (北緯三三度四二分一九秒〇八、 東経一三

度〇〇分五三秒五三)

基点 行橋市大字長井字陣山三六六の一 番地地先

点 基点から七二度〇〇分〇〇秒、 基準点から四四度二〇分一四秒、 一、三七六・二三メートルの地点

点 点 から三三九度五〇分〇〇秒、 六八・七四メートルの地点 _ 九: 五メー トルの地点

> 点七 点六 点九 点五 点四 点六から一 点五から二五三度一〇分〇〇秒、 点七から一四七度四八分三五秒、 点四から一六二度〇〇分〇〇秒、 点三から七三度一〇分〇〇秒、 点 点八から二三二度〇〇分〇〇秒、 点九から三二七度〇三分二八秒、 一から三四三度五〇分〇〇秒、 一○から三四二度○○分○○秒、三○○・○○メートルの地点 六二度〇〇分〇〇秒、 八〇・〇〇メートルの地点 一五〇・〇〇メートルの地点 二九八・五七メートルの地点 二五〇・〇〇メー 六四〇・四四メートルの地点 五四・九八メートルの地点 六四三・九八メートルの地 八〇・〇〇メー トル トルの地点 の地

定期発行日 毎週月水金曜日